

G20 観光大臣会合実行委員会委員 各位

G20 観光大臣会合実行委員会  
会長（北海道知事） 高橋 はるみ

G20 観光大臣会合実行委員会 第 2 回総会の書面開催について

G20 観光大臣会合の開催に向けた取組につきましては、日頃から特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、G20 観光大臣会合実行委員会規約（以下、「規約」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、(独)日本貿易振興機構 北海道貿易情報センター（以下、「ジェットロ」という。）を実行委員会の委員（規約別表 1）及び幹事（規約別表 2）として参加いただくため、規約を改正することについて規約第 9 条第 2 項に基づき第 2 回総会を開催し、議決を得たいと思います。

なお、本総会は、規約第 9 条第 6 項の規定に基づき書面により開催しますので、よろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1 議題

「G20 観光大臣会合実行委員会 規約」の改正について

[説明]

ジェットロは、羊蹄地域における輸出促進と夏のインバウンド増加にも取り組んでいるため、実行委員会が主催する事業に連携可能であり、G20 観光大臣会合の円滑な支援・協力を資すると考えております。

### 2 議決方法

別紙議決書に承認の可否を記入の上、平成 30 年 11 月 30 日（金）までに、次の連絡先にご提出をお願いいたします。

○G20 観光大臣会合実行委員会事務局（北海道総合政策部国際局国際課調整 G）

担当：横山

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

E-mail：yokoyama.hidehiro@pref.hokkaido.lg.jp

FAX：011-232-4303

G20 観光大臣会合実行委員会事務局  
（総合政策部国際局国際課調整 G）  
担当：横山  
TEL：011-204-5159（内線 21-219）

「G20 観光大臣会合実行委員会 規約」の改正について

新	旧	摘要																																																																																				
<p>G20観光大臣会合実行委員会 規約（案）</p> <p>第1条～第16条 略</p> <p>附則 この規約は、平成30年6月28日から施行する。</p> <p>附則 この規約は、平成30年10月30日から施行する。</p> <p>附則 この規約は、平成 年 月 日から施行する。</p> <p>（別表1）</p> <p>○委員</p> <table border="1" data-bbox="159 1160 683 2098"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>職 名</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北海道</td><td>知事</td><td>会長</td></tr> <tr><td>倶知安町</td><td>町長</td><td>副会長</td></tr> <tr><td>北海道市長会</td><td>会長</td><td></td></tr> <tr><td>北海道町村会</td><td>会長</td><td></td></tr> <tr><td>北海道経済連合会</td><td>会長</td><td>監事</td></tr> <tr><td>北海道経済同友会</td><td>代表幹事</td><td></td></tr> <tr><td>(社)北海道商工会 議所連合会</td><td>会頭</td><td></td></tr> <tr><td>北海道商工会連合 会</td><td>会長</td><td></td></tr> <tr><td>(公社)北海道観光 振興機構</td><td>会長</td><td></td></tr> <tr><td>北海道農業協同組 合中央会</td><td>会長</td><td></td></tr> <tr><td>ホクレン農業協同 組合連合会</td><td>会長</td><td></td></tr> <tr><td>北海道漁業協同組 合連合会</td><td>会長</td><td></td></tr> <tr><td>北海道木材産業協 同組合連合会</td><td>会長</td><td></td></tr> </tbody> </table>	所 属	職 名	備 考	北海道	知事	会長	倶知安町	町長	副会長	北海道市長会	会長		北海道町村会	会長		北海道経済連合会	会長	監事	北海道経済同友会	代表幹事		(社)北海道商工会 議所連合会	会頭		北海道商工会連合 会	会長		(公社)北海道観光 振興機構	会長		北海道農業協同組 合中央会	会長		ホクレン農業協同 組合連合会	会長		北海道漁業協同組 合連合会	会長		北海道木材産業協 同組合連合会	会長		<p>G20観光大臣会合実行委員会 規約（案）</p> <p>第1条～第16条 略</p> <p>附則 この規約は、平成30年6月28日から施行する。</p> <p>附則 この規約は、平成30年10月30日から施行する。</p> <p>（別表1）</p> <p>○委員</p> <table border="1" data-bbox="734 1160 1257 2098"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>職 名</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北海道</td><td>知事</td><td>会長</td></tr> <tr><td>倶知安町</td><td>町長</td><td>副会長</td></tr> <tr><td>北海道市長会</td><td>会長</td><td></td></tr> <tr><td>北海道町村会</td><td>会長</td><td></td></tr> <tr><td>北海道経済連合会</td><td>会長</td><td>監事</td></tr> <tr><td>北海道経済同友会</td><td>代表幹事</td><td></td></tr> <tr><td>(社)北海道商工会 議所連合会</td><td>会頭</td><td></td></tr> <tr><td>北海道商工会連合 会</td><td>会長</td><td></td></tr> <tr><td>(公社)北海道観光 振興機構</td><td>会長</td><td></td></tr> <tr><td>北海道農業協同組 合中央会</td><td>会長</td><td></td></tr> <tr><td>ホクレン農業協同 組合連合会</td><td>会長</td><td></td></tr> <tr><td>北海道漁業協同組 合連合会</td><td>会長</td><td></td></tr> <tr><td>北海道木材産業協 同組合連合会</td><td>会長</td><td></td></tr> </tbody> </table>	所 属	職 名	備 考	北海道	知事	会長	倶知安町	町長	副会長	北海道市長会	会長		北海道町村会	会長		北海道経済連合会	会長	監事	北海道経済同友会	代表幹事		(社)北海道商工会 議所連合会	会頭		北海道商工会連合 会	会長		(公社)北海道観光 振興機構	会長		北海道農業協同組 合中央会	会長		ホクレン農業協同 組合連合会	会長		北海道漁業協同組 合連合会	会長		北海道木材産業協 同組合連合会	会長		
所 属	職 名	備 考																																																																																				
北海道	知事	会長																																																																																				
倶知安町	町長	副会長																																																																																				
北海道市長会	会長																																																																																					
北海道町村会	会長																																																																																					
北海道経済連合会	会長	監事																																																																																				
北海道経済同友会	代表幹事																																																																																					
(社)北海道商工会 議所連合会	会頭																																																																																					
北海道商工会連合 会	会長																																																																																					
(公社)北海道観光 振興機構	会長																																																																																					
北海道農業協同組 合中央会	会長																																																																																					
ホクレン農業協同 組合連合会	会長																																																																																					
北海道漁業協同組 合連合会	会長																																																																																					
北海道木材産業協 同組合連合会	会長																																																																																					
所 属	職 名	備 考																																																																																				
北海道	知事	会長																																																																																				
倶知安町	町長	副会長																																																																																				
北海道市長会	会長																																																																																					
北海道町村会	会長																																																																																					
北海道経済連合会	会長	監事																																																																																				
北海道経済同友会	代表幹事																																																																																					
(社)北海道商工会 議所連合会	会頭																																																																																					
北海道商工会連合 会	会長																																																																																					
(公社)北海道観光 振興機構	会長																																																																																					
北海道農業協同組 合中央会	会長																																																																																					
ホクレン農業協同 組合連合会	会長																																																																																					
北海道漁業協同組 合連合会	会長																																																																																					
北海道木材産業協 同組合連合会	会長																																																																																					

倶知安G20観光大臣会合推進町民会議	会長		倶知安G20観光大臣会合推進町民会議	会長	
後志町村会	会長		後志町村会	会長	
後志観光連盟	会長		後志観光連盟	会長	
G20MTM学生サポーターズ	代表発起人		G20MTM学生サポーターズ	代表発起人	
<u>(独)日本貿易振興機構 北海道貿易情報センター</u>	<u>所長</u>				
○顧問 略			○顧問 略		
(別表2)			(別表2)		
○幹事			○幹事		
所 属	職 名	備 考	所 属	職 名	備 考
北海道	総合政策部長	幹事長	北海道	総合政策部長	幹事長
北海道	観光振興監		北海道	観光振興監	
倶知安町	G20観光大臣会合推進室長		倶知安町	G20観光大臣会合推進室長	
北海道市長会	事務局長		北海道市長会	事務局長	
北海道町村会	事務局長		北海道町村会	事務局長	
北海道経済連合会	常務理事		北海道経済連合会	常務理事	
北海道経済同友会	常務理事／事務局長		北海道経済同友会	常務理事／事務局長	
(社)北海道商工会議所連合会	常務理事		(社)北海道商工会議所連合会	常務理事	
北海道商工会連合会	常務理事／事務局長		北海道商工会連合会	常務理事／事務局長	
(公社)北海道観光振興機構	常務理事／事務局長		(公社)北海道観光振興機構	常務理事／事務局長	
北海道農業協同組合中央会	総合管理室長		北海道農業協同組合中央会	総合管理室長	
ホクレン農業協同組合連合会	経営企画部長		ホクレン農業協同組合連合会	経営企画部長	
北海道漁業協同組合連合会	総務企画部長		北海道漁業協同組合連合会	総務企画部長	

北海道木材産業協同 組合連合会	専務理事		北海道木材産業協同 組合連合会	専務理事		
倶知安G20観光大臣 会合推進町民会議	事務局長		倶知安G20観光大臣 会合推進町民会議	事務局長		
後志町村会	事務局長		後志町村会	事務局長		
後志観光連盟	事務局長		後志観光連盟	事務局長		
G20MTM学生サポ ーターズ	事務局長		G20MTM学生サポ ーターズ	事務局長		
(独)日本貿易振興機 構 北海道貿易情報 センター	所長代理					
○オブザーバー 略			○オブザーバー 略			

## G20観光大臣会合実行委員会 規約（案）

### （名称）

第1条 本会は、「G20観光大臣会合実行委員会」（以下「実行委員会」という。）と称する。

### （目的）

第2条 実行委員会は、2019年に倶知安町で開催されるG20観光大臣会合（以下「大臣会合」という。）の成功に向け、官民一体となった受入体制を確立し、支援・協力を行うとともに、大臣会合の機会を捉えて北海道の魅力を国内外に広くアピールすることを目的として設置する。

### （実施内容）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- （1）大臣会合開催に対する支援、協力及び受入れに関すること。
- （2）大臣会合に関連した広報・啓発などに関すること。
- （3）大臣会合関連事業の企画及び実施に関すること。
- （4）関係団体及び機関との連絡調整などに関すること。
- （5）その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

### （組織）

第4条 実行委員会は、別表1の委員及び顧問をもって組織する。

2 会長は、必要があると認めるときは、実行委員会に新たな委員又は顧問を参加させることができる。

### （役員）

第5条 会長は、北海道知事をもって充てる。

2 副会長は、倶知安町長をもって充てる。

3 監事は、北海道経済連合会会長をもって充てる。

### （役員職務）

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

### （顧問職務）

第7条 顧問は、実行委員会の運営に関し、意見を述べることができる。

### （任期）

第8条 役員及び顧問の任期は、実行委員会が解散するまでとする。

### （総会）

第9条 実行委員会の総会は、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、次の事項を議決する。

- （1）実行委員会の規約の制定及び改廃に関すること
- （2）事業計画及び予算に関すること
- （3）決算に関すること
- （4）その他第2条の目的の達成に必要と認められること

3 総会の議案は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

- 4 委員が出席できないときは、当該委員が指名する者がその職務を代理することができる。
- 5 総会には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 会長は、総会の開会が困難な場合は、書面によって総会の議決に代えることができる。

(幹事会)

第10条 実行委員会の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、実行委員会の運営に関して、必要な事項を協議する。
- 3 幹事会は、別表2の幹事、オブザーバーをもって構成する。
- 4 幹事長は、北海道総合政策部長をもって充て、幹事会を招集し、会務を総括する。
- 5 オブザーバーは、実行委員会の運営に関し、意見を述べることができる。
- 6 幹事会の議案は、出席幹事の過半数で決し、可否同数の時は、幹事長の決するところによる。
- 7 幹事が出席できないときは、当該幹事が指名する者がその職務を代理することができる。
- 8 幹事会には、必要に応じて幹事以外の者の出席を求めることができる。
- 9 幹事長は、幹事会の開会が困難な場合は、書面によって幹事会の議決に代えることができる。

(部会)

第11条 会長は、実行委員会の目的達成のために必要があると認めるときは、部会を設置することができる。

- 2 部会長は、会長が指名し、部会の会務を総括する。
- 3 部会のメンバーは、部会長が選任する。

(会長の専決処分)

第12条 会長は、総会の権限に属する事項で、軽易なもの、又は総会を招集するいとまがないときには、その議決すべき事項を専決処分することができる。

(財務)

第13条 実行委員会の経費は、負担金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 実行委員会の事業年度は、2018年10月30日から2020年3月31日までの間とする。

(事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するため、北海道総合政策部に事務局を置く。

- 2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第15条 実行委員会は、事業の目的を達成したとき解散する。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会議決を経て処分する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年6月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年10月30日から施行する。

附則  
この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

(別表1)

○委員

所 属	職 名	備 考
北海道	知事	会長
倶知安町	町長	副会長
北海道市長会	会長	
北海道町村会	会長	
北海道経済連合会	会長	監事
北海道経済同友会	代表幹事	
(社)北海道商工会議所連合会	会頭	
北海道商工会連合会	会長	
(公社)北海道観光振興機構	会長	
北海道農業協同組合中央会	会長	
ホクレン農業協同組合連合会	会長	
北海道漁業協同組合連合会	会長	
北海道木材産業協同組合連合会	会長	
倶知安G20観光大臣会合推進町民会議	会長	
後志町村会	会長	
後志観光連盟	会長	
G20MTM学生サポーターズ	代表発起人	
(独)日本貿易振興機構 北海道貿易情報センター	所長	

○顧問

所 属	職 名	備 考
北海道議会	議長	
後志町村議長会	会長	
倶知安町議会	議長	
北海道総合通信局	局長	
北海道経済産業局	局長	
北海道開発局	局長	
北海道運輸局	局長	

(別表2)

○幹事

所 属	職 名	備 考
北海道	総合政策部長	幹事長
北海道	観光振興監	
倶知安町	G20観光大臣会合推進室長	
北海道市長会	事務局長	
北海道町村会	事務局長	
北海道経済連合会	常務理事	
北海道経済同友会	常務理事／事務局長	
(社)北海道商工会議所連合会	常務理事	
北海道商工会連合会	常務理事／事務局長	
(公社)北海道観光振興機構	常務理事／事務局長	
北海道農業協同組合中央会	総合管理室長	
ホクレン農業協同組合連合会	経営企画部長	
北海道漁業協同組合連合会	総務企画部長	
北海道木材産業協同組合連合会	専務理事	
倶知安G20観光大臣会合推進町民会議	事務局長	
後志町村会	事務局長	
後志観光連盟	事務局長	
G20MTM学生サポーターズ	事務局長	
(独)日本貿易振興機構 北海道貿易情報センター	所長代理	

○オブザーバー

所 属	職 名	備 考
北海道議会	事務局長	
後志町村議長会	事務局長	
倶知安町議会	事務局長	
北海道総合通信局	情報通信部長	
北海道経済産業局	総務企画部長	
北海道開発局	開発監理部次長	
北海道運輸局	観光部長	